

平成29年（行コ）第278号 行政処分取消等請求控訴事件について

1 概要

A氏は、処分庁である中区福祉事務所において生活保護を受給していたが、平成22年8月の調査により、平成20年9月から平成22年6月までの間にA氏に対する収入が342万4,500円あったことが判明した。中区福祉事務所は、それらの収入が未申告であったことから、その内容についてA氏に事実確認し、平成23年3月30日付けで生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収の決定処分をした。（以下「本処分」という。）

本処分の後、中区福祉事務所はA氏に対し債権管理を行っていたが、A氏は平成29年3月8日に本処分を不服とし、本処分の取り消し及び損害賠償を求め、静岡地方裁判所に浜松市を被告として訴状を提出した。平成29年8月4日、静岡地方裁判所はA氏の訴えを却下及び棄却した。（以下「原判決」という。）

平成29年8月16日、A氏は、静岡地方裁判所の原判決を不服とし、「平成29年（行コ）第278号 行政処分取消等請求控訴事件」として東京高等裁判所に控訴した。平成29年12月20日、東京高等裁判所はA氏の控訴を棄却した。

A氏は東京高等裁判所の棄却を不服とし、平成30年1月9日、最高裁判所に棄却の取消を求め上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁判所は平成30年5月24日にA氏の上告を棄却し、上告受理申立てに対しては上告審として受理しないことを決定したものの。

(1) 平成29年（行コ）第278号 行政処分取消等請求控訴事件（東京高等裁判所）

ア	原 告	静岡県浜松市中区 A氏
イ	被 告	浜松市
ウ	控 訴 日	平成29年 8月16日
エ	訴訟物の価額	742万4,500円 (A氏に対する収入342万4,500円及び慰謝料400万円)
オ	経 緯	平成29年11月 8日 第1回口頭弁論 12月20日 東京高等裁判所が判決言渡し
カ	判 決	主文は以下のとおり。 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

(2) 上告（平成30年（行ツ）第115号）及び上告受理申立て（平成30年（行ヒ）第131号）

ア	上 告 日	平成30年1月9日 ※上告受理申立て日は同日
イ	決 定	平成30年5月24日 最高裁判所が決定 主文は以下のとおり 1 本件上告を棄却する。（上告） 2 本件を上告審として受理しない。（上告受理申立て） 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

2 対応

今回の最高裁判所の決定により、本事件は終了した。

本件については、第一号法定受託事務に関する訴訟であるため、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の第6条の2に基づき、訴訟が提起されたことについて法務局を通じて法務大臣に報告したことから、その結果についても報告した。

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抜粋）

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。